

# 第20回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 | 2026年6月27日（土曜日）  
午前10時 受付開始：午前9時

開催場所 | 京王プラザホテル 南館 4階  
「錦」  
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

「株主総会」と「会社説明会」はインターネットによるライブ配信の実施及び事前質問の受付を行います。詳細につきましては5頁をご参照ください。

株主総会決議通知の発送は取りやめ、本総会の結果は下記当社ウェブサイトに掲載します。  
[https://willgroup.co.jp/ir/stock\\_info/general\\_meeting/](https://willgroup.co.jp/ir/stock_info/general_meeting/)

株式会社ウィルグループ

証券コード：6089

## 目次

第20回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	14
連結計算書類・計算書類	35
監査報告書	39



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/6089/>



株主各位

証券コード 6089  
(発送日)2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日)2026年6月2日  
東京都中野区本町一丁目32番2号

**株式会社ウィルグループ**

代表取締役社長 角 裕一

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

[https://willgroup.co.jp/ir/stock\\_info/general\\_meeting/](https://willgroup.co.jp/ir/stock_info/general_meeting/)



また、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6089/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名（ウィルグループ）または証券コード（6089）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2026年6月26日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。

敬具

記

1 日 時 2026年6月27日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

**京王プラザホテル 南館4階「錦」**

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えないようお願い申し上げます。

3 目的事項 報告事項 1. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、以下に記載する書類につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

①事業報告：「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類：「連結持分変動計算書」「連結注記表」

③計算書類：「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれています。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれています。

また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトを含む、前頁の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。



当社ウェブサイト ▶ <https://willgroup.co.jp/>

ウィルグループ

検索



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2026年6月26日（金曜日）  
午後6時 到着分まで**



**インターネット等で議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年6月26日（金曜日）  
午後6時 入力完了分まで**



**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2026年6月27日（土曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）**

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

議案は現在のご所有株式数 XX股  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号・第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

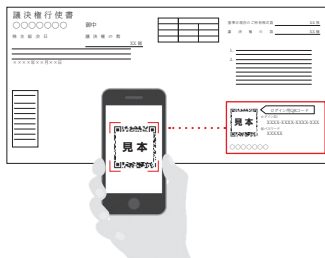
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

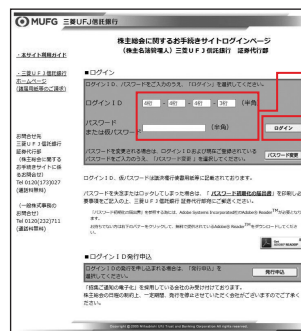
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ライブ配信のご案内

株主様への情報提供の充実化の観点から、「株主総会」と「会社説明会」はインターネットによるライブ配信を実施いたします。

**配信日時** 2026年6月27日（土曜日）

定時株主総会 午前10時  
会社説明会 午前10時45分以降開始予定

### 視聴方法

パソコンまたはスマートフォンで以下のQRコードまたはURLから「株主様専用ウェブサイト」にログインいただき、ID/パスワードをご入力ください。ログイン後「参加」ボタンを押してください。

## 事前質問の受付についてのご案内

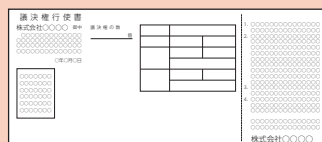
本株主総会の目的事項等に関するご質問を事前に受付いたします。

**受付期間** 2026年6月19日（金曜日）  
午後6時まで

### 入力方法

パソコンまたはスマートフォンで以下のQRコードまたはURLから「株主様専用ウェブサイト」にログインいただき、ID/パスワードをご入力ください。ログイン後「事前質問を行う」ボタンを押してください。

「株主様専用ウェブサイト」 <https://6089.ksoukai.jp>



※議決権行使書用紙はイメージです。

**ID** お手元の議決権行使書用紙に記載されている  
**株主番号**

**パスワード** お手元の議決権行使書用紙の住所欄に記載されている  
**郵便番号**  
(2026年3月31日時点でお住いの住所)

### <注意事項>

- ・会社説明会につきましては、定時株主総会終了後、準備が整い次第開始いたしますので、上記開始予定時刻より遅れる場合がありますこと、あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信にてご参加される株主様は、会社法上、本株主総会への「出席」とは認められないため、当日の議決権の行使やご質問を含めた一切の発言を行うことができません。議決権の行使については、3頁から4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照いただき、事前に行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信は、定時株主総会及び会社説明会終了まで配信いたします。
- ・ライブ配信にご参加いただけるのは当社株主名簿（2026年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- ・ライブ配信の撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ・ライブ配信ご参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ・通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご参加になれない場合があるほか、状況によっては配信を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、ライブ配信の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://wilgroup.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、適宜ご確認ください。
- ・事前質問の送信回数はお一人様3回まで、文字数は300文字以内での送信をお願いします。
- ・受付期限を過ぎますと事前質問の投稿はできなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

**電話番号：03-6833-6885**

【受付時間：2026年6月27日（土曜日）午前9：00から会社説明会終了まで】

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元と将来に向けての安定的な事業展開に必要な内部留保の充実を配当の基本方針とし、現中期経営計画期間中において累進配当を継続します。

この方針に基づき、第20期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金44円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,016,989,424円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案

## 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の経営監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役6名(うち3名は社外取締役)の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とする指名委員会からの答申を踏まえています。  
取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数/取締役会
1	再任	いけだ りょうすけ 池田 良介	取締役会長	18回/18回
2	再任	すみ ゆういち 角 裕一	代表取締役社長	18回/18回
3	新任	むらかみ ひでお 村上 秀夫	—	—
4	再任	こしづか くにひろ 腰塚 國博	社外 独立 取締役	18回/18回
5	再任	たかはし まさと 高橋 理人	社外 独立 取締役	18回/18回
6	再任	いちかわ ゆうこ 市川 祐子	社外 独立 取締役	18回/18回

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏は、社外取締役候補者です。  
3. 当社は、腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。  
4. 腰塚國博氏及び高橋理人氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
5. 市川祐子氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
6. 当社は、腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。  
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、各取締役候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2026年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

候補者  
番号

1

い け だ り ょう す け  
池田 良介

1968年12月5日生（満57歳）

再任

#### 取締役在任年数

20年

#### 取締役会への出席状況

18回／18回

#### 所有する当社の株式数

3,809,000株

#### 略歴、地位及び担当

1992年4月	孝岡会計事務所 入所
1995年9月	株式会社エイブル 入社
1997年10月	株式会社ビッグエイド 入社
2000年2月	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 代表取締役就任
2006年4月	株式会社ウィルホールディングス(現 当社) 代表取締役社長就任
2011年9月	株式会社池田企画事務所 代表取締役就任(現任)
2014年2月	WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director就任
2014年8月	Scientec Consulting Pte. Ltd. Director就任
2016年2月	Oriental Aviation International Pte. Ltd. Director就任
2016年6月	当社 代表取締役会長就任
	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役就任
2018年1月	DFP Recruitment Holdings Pty Ltd Director就任
2019年8月	株式会社識学 社外取締役就任
2021年3月	株式会社揚羽 社外取締役就任
2022年6月	当社 取締役会長就任(現任)
2022年7月	株式会社ジンジバ 社外取締役就任(現任)

#### 重要な兼職の状況

・株式会社ジンジバ 社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

池田良介氏は、当社グループの草創期から経営者として強いリーダーシップによって当社グループの経営を指揮し、成長を牽引してきました。また、2006年4月に当社を設立し持株会社体制に移行して以降も、当社代表取締役として、豊富な経験と高い見識によって、国内はもとより海外の人材ビジネス領域においても高い成長を牽引し、グループの企業価値向上に尽力してきました。

今後、更なる当社グループの企業価値向上に向け、同氏の助言を当社グループの成長に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

2

す み ゆ う い ち  
角 裕一

1980年10月6日生（満45歳）

再任

#### 取締役在任年数

4年

#### 取締役会への出席状況

18回／18回

#### 所有する当社の株式数

347,800株

#### 略歴、地位及び担当

2003年4月	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 入社
2006年4月	株式会社ウィルホールディングス(現 当社) 入社
2009年4月	株式会社セントメディアフィールドエージェンツ(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 入社
2014年4月	同社 営業本部長
2016年4月	同社 取締役就任
2018年7月	当社 執行役員 人事本部長
2019年6月	株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役就任
2021年4月	株式会社ウィルオブ・コンストラクション 代表取締役就任
2022年6月	当社 取締役就任
2023年4月	株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役就任(現任)
	株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役就任(現任)
	WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director就任(現任)
2023年6月	当社 代表取締役社長就任(現任)

#### 重要な兼職の状況

・株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役  
・株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役  
・WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director

#### 取締役候補者とした理由

角裕一氏は、子会社取締役を歴任後、当社代表取締役社長として当社グループの経営を指揮し、経営全般の適切な監督と意思決定をしています。

また、長年にわたり当社グループの事業を経験し、人材ビジネスに関する豊富な知見を有することから、職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

3

むらかみ ひでお  
**村上 秀夫**

1976年5月9日生（満50歳）

新任

**取締役在任年数**

一年

**取締役会への出席状況**

一回／一回

**所有する当社の株式数**

36,500株

**略歴、地位及び担当**

2002年8月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）入社  
2012年4月 同社 事業部長  
2015年4月 同社 取締役就任  
2023年4月 同社 代表取締役社長就任（現任）  
当社 執行役員 国内戦略本部 本部長就任（現任）  
株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役就任（現任）  
2026年4月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director就任（現任）

**重要な兼職の状況**

・株式会社ウィルオブ・ワーク 代表取締役社長  
・株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役  
・WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director

**取締役候補者とした理由**

村上秀夫氏は、長年にわたり当社グループの事業を経験し、事業領域の拡充にリーダーシップを発揮し、成長を牽引してきました。また、主要子会社の代表取締役やグループ全体における国内Working事業の責任者を務めており、人材ビジネスに関する豊富な知見を有しています。

当社は、多様な視点に基づく建設的な議論を重視しており、経営の意思決定の質を一層高めることができる人物であると判断し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、取締役として新たに選任をお願いするものです。

候補者  
番号

4

こしづか く に ひ ろ  
**腰塚 國博**

1955年9月30日生（満70歳）

再任

社外

独立

**取締役在任年数**

4年

**取締役会への出席状況**

18回／18回

**所有する当社の株式数**

一株

**略歴、地位及び担当**

1981年4月 小西写真工業株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社  
2012年4月 同社 執行役 開発統括本部技術戦略部長就任  
2013年4月 同社 執行役 技術戦略部長 兼 開発本部長就任  
2014年4月 同社 常務執行役 開発統括本部長 兼 技術戦略部長就任  
2015年4月 同社 常務執行役 事業開発本部長 兼 開発統括本部長  
6月 同社 取締役 兼 常務執行役事業開発本部長 兼 開発統括本部長就任  
2016年4月 同社 取締役 兼 常務執行役事業開発本部長 兼 技術担当（CTO）就任  
2019年6月 同社 上級技術顧問  
2020年5月 イオンモール株式会社 社外取締役就任（現任）  
2021年6月 東急建設株式会社 社外取締役就任  
2022年6月 当社 社外取締役就任（現任）  
株式会社エフ・シー・シー 社外取締役就任（現任）  
2023年4月 MIC株式会社 社外取締役就任（現任）

**重要な兼職の状況**

・イオンモール株式会社 社外取締役  
・株式会社エフ・シー・シー 社外取締役  
・MIC株式会社 社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

腰塚國博氏は、経営者としての豊富な経験、デジタル・情報技術に関する専門的な見識及び技術戦略の策定やグローバル事業、M&A及び新規事業の創出等、幅広い見識を有しています。また、指名・報酬委員会の議長として取締役会の監督機能充実のため、公正で透明な委員会運営を主導し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で重要な役割を果たしています。

同氏は当社から独立した立場にあり、継続して当社グループの持続的な成長と企業価値向上、特にIT・DXの推進及び経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

5

たかはし まさと  
**高橋 理人**

1959年4月24日生（満67歳）

再任

社外

独立

#### 取締役在任年数

4年

#### 取締役会への出席状況

18回／18回

#### 所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、地位及び担当

1982年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社  
2007年9月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社  
2011年10月 同社 常務執行役員就任  
2013年6月 株式会社LIFULL 社外取締役就任  
2018年6月 Fringe81株式会社（現 Unipos株式会社）社外取締役就任  
2019年11月 株式会社HBIP 代表取締役就任（現任）  
2021年3月 アディッシュ株式会社 社外取締役就任（現任）  
2022年6月 当社 社外取締役就任（現任）  
2023年5月 株式会社property technologies 社外取締役就任（現任）  
2024年11月 株式会社MAiKi 代表取締役就任（現任）  
2025年12月 リネットジャパングループ株式会社 社外取締役就任（現任）

#### 重要な兼職の状況

- ・アディッシュ株式会社 社外取締役
- ・株式会社property technologies 社外取締役
- ・リネットジャパングループ株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋理人氏は、経営者としての豊富な実績と経験及びデータを活用した新規サービスの開発についての豊富な知見など、幅広い分野の知識、経験を有しています。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しています。

同氏は当社から独立した立場にあり、当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に当社グループの新規事業展開に対するアドバイス及び経営監督機能強化、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

6

いちかわ ゆうこ  
**市川 祐子**

1970年12月26日生（満55歳）

再任

社外

独立

#### 取締役在任年数

2年

#### 取締役会への出席状況

18回／18回

#### 所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、地位及び担当

2016年6月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）IR部長  
2018年3月 アライドアーキテックス株式会社 社外取締役就任  
2019年5月 マーケットリバー株式会社設立 代表取締役就任（現任）  
2020年3月 アライドアーキテックス株式会社 社外取締役監査等委員就任  
2020年10月 株式会社クラシコム 社外取締役監査等委員就任（現任）  
2021年6月 旭ダイヤモンド工業株式会社 社外取締役就任（現任）  
2024年6月 当社 社外取締役就任（現任）

#### 重要な兼職の状況

- ・株式会社クラシコム 社外取締役監査等委員
- ・旭ダイヤモンド工業株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

市川祐子氏は、大手IT企業での財務戦略・IR責任者としての経験や他社社外取締役を歴任し、経済産業省企業報告ラボ企画委員、持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会（伊藤レポート2.0）委員としての経験から、IR及びガバナンスに関する豊富な知見を有しています。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しています。

同氏は当社から独立した立場にあり、当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に当社の経営に対して客観的・専門的な視点から、コーポレートガバナンスの一層の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

## (ご参考) 「当社社外役員の独立性判断基準」の概要

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」と総称する。）を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「当社の独立性判断基準」を定めています。

社外役員または社外役員候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下に記載する当社の「独立性判断基準」を満たすものとしています。

### 当社の「独立性判断基準」

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者\* 1
- ②当社グループを主要な取引先とする者\* 2 またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先\* 3 またはその業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑤当社グループが総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または所属していた者で、かつ当社グループの法定監査に従事したことのある者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に、多額\* 4 の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧当社グループから多額\* 4 の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑨当社グループから多額\* 4 の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑩当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
- ⑪上記②から⑤及び⑦から⑩においては過去10年間、上記⑥においては過去1年間該当していた者
- ⑫上記①から⑩に該当する者が重要な者\* 5 である場合において、その者の配偶者または二親等内の親族

- (\*) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

## (ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のスキルをもった取締役会メンバーにより構成されることとなります。

当社の取締役会は、各取締役が備えるべきスキルを特定し、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性のある構成となるよう、指名委員会において取締役候補者の審議を経たうえで取締役会で決定します。

諮問委員会の○は委員長を示す。

地位 氏名	属性		経験業務・知識等							諮問委員会		専門性
	独立性	ジェンダー 男性● 女性○	企業経営	当社事業 及び 業界経験	グローバル 経験	財務・ 会計	人事・ 労務・ 人材開発	法務・ リスクマ ネジメント	IT・テク ノロジー	指名 委員会	報酬 委員会	保有資格
取締役会長 池田 良介		●	●	●	●		●			●		
代表取締役社長 CEO 角 裕一		●	●	●	●		●			●		
取締役 COO 村上 秀夫		●	●	●						●		
社外取締役 腰塚 國博	●	●	●		●				●	○	○	
社外取締役 高橋 理人	●	●	●						●	●	●	
社外取締役 市川 祐子	●	○	●			●				●	●	
常勤社外監査役 池田 幸恵	●	○				●		●		●		公認会計士
社外監査役 澤田 静華	●	○		●		●		●		●		公認会計士、税理士
社外監査役 中村 克己	●	●					●	●		●		弁護士、公認不正検査士

(注) 上記の一覧表は、各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有する全ての知見を表すものではありません。

### 第3号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、補欠監査役候補者中島英樹氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

な か じ ま ひ で き

## 中島 英樹

1969年4月26日生（満57歳）

### 所有する当社の株式数

一株

### ■ 略歴及び地位

1998年4月 中山慈夫法律事務所（現 中山・男澤法律事務所） 弁護士登録  
2006年4月 弁護士法人レセラ（現 弁護士法人フィード） パートナー就任（現任）  
2008年6月 株式会社ウィルホールディングス（現 当社） 社外監査役就任

### ■ 重要な兼職の状況

・ 弁護士法人フィード パートナー

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

中島英樹氏は、弁護士としての実務経験及び法律に関する専門的な知識を有しており、その高い専門性と豊富な経験・見識を当社のグループ経営の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者となりました。

なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しています。

- (注) 1. 中島英樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 中島英樹氏は、補欠の社外監査役候補者です。  
3. 当社は、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。  
4. 当社は、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。  
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、中島英樹氏が社外監査役に就任することとなった場合、当該保険契約の被保険者となります。また、2026年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

以 上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### 1. 当事業年度事業の状況

#### (1) 事業年度の事業の状況

売上収益	営業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
1,468億56百万円	32億79百万円	23億14百万円
(前期比 5.1 %増  )	(前期比 40.2 %増  )	(前期比100.3%増  )

当連結会計年度における世界経済は、米国の政策動向に加え、金融資本市場の変動や中東情勢の緊迫化により依然として先行き不透明な状況が続いており、これらの影響を引き続き注視していく必要があります。

日本経済は、雇用情勢の改善や賃上げ、企業の設備投資意欲が継続するなど景気に前向きな動きはありましたが、物価上昇による個人消費の陰り等が影響し、緩やかな回復にとどまりました。また、為替変動や原油価格の高騰などの動向に注視する必要があります。

このような状況の下、当社グループは、2026年3月期を最終年度とした中期経営計画（WILL-being 2026）の基本方針である国内Working事業の再成長に向け、建設技術者領域の拡大、正社員派遣、外国人雇用支援の拡大等に取り組みました。

国内においては、建設技術者領域の安定した売上成長と黒字化が大きく業績に寄与した他、正社員派遣及び外国人雇用支援を積極的に展開しているセールスアウトソーシング領域やファクトリーアウトソーシング領域等が堅調に推移しました。また国内における採用力強化を目的に、「WILLOF（ウィルオブ）」のブランドプロモーションとして、当社の最大商圏である関東エリアを含む18都府県でテレビCMを実施したことに加え、ウェブCM、SNS等を利用したプロモーション戦略を継続的に展開しました。

海外においては、ポストコロナ以降の環境変化とインフレの影響を受け、市況は依然として楽観視できないものの、利益体質の強化に向けたコストコントロールを実施し、生産性改善により収益回復を実現しました。なお、為替レートが前連結会計年度比で円安に推移したことにより、売上収益で約582百万円、セグメント利益で約30百万円のプラス影響となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益146,856百万円（前連結会計年度比5.1%増）、営業利益3,279百万円（同40.2%増）、税引前利益3,139百万円（同44.2%増）、当期利益2,202百万円（同92.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益2,314百万円（同100.3%増）、及びEBITDA（営業利益+減価償却費及び償却費+減損損失）は5,632百万円（同15.0%増）となりました。

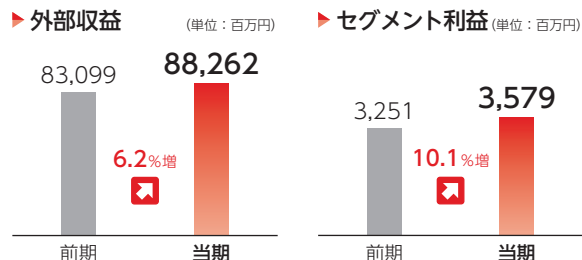
セグメント別の業績は、次のとおりです。

## 事業別売上収益

事業区分	第19期 2025年3月期 (前連結会計年度)		第20期 2026年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内Working事業	83,099 百万円	59.5 %	88,262 百万円	60.1 %	5,163 百万円	6.2 %
海外Working事業	56,448	40.4	58,501	39.8	2,052	3.6
その他	157	0.1	92	0.1	△65	△41.2
合計	139,705	100.0	146,856	100.0	7,150	5.1

## 国内Working事業

国内における販売、コールセンター、工場、介護施設、建設技術者等カテゴリーに特化した人材派遣・業務請負・人材紹介を中心とした人材支援サービス等を行っています。



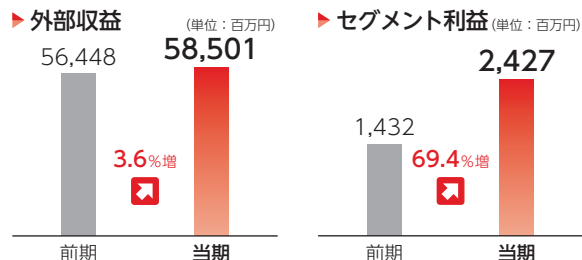
国内におけるセールスアウトソーシング領域、コールセンターアウトソーシング領域、ファクトリーアウトソーシング領域、介護ビジネス支援領域、建設技術者領域等カテゴリーに特化した人材派遣、業務請負及び人材紹介を行う国内Working事業については、建設技術者領域、セールスアウトソーシング領域及びファクトリーアウトソーシング領域の堅調な推移に加え、株式会社HR CAREERの新規連結による人材紹介売上の増加等により、増収となりました。

利益面においては、建設技術者領域が利益成長フェーズに入ったことや、複数領域での正社員派遣、外国人雇用支援への注力による粗利の拡大を背景に増益となりました。また、重要業績評価指標のうち、特に「正社員派遣稼働人数」及び「外国人雇用支援人数」が順調に推移したことにより粗利が拡大したこと、建設技術者領域の継続的な単価交渉による単価上昇の結果、増益となりました。

以上の結果、国内Working事業は、外部収益88,262百万円（前連結会計年度比6.2%増）、セグメント利益3,579百万円（同10.1%増）となりました。

## 海外Working事業

主に、オーストラリア、シンガポールを中心に、人材派遣・人材紹介を行っています。



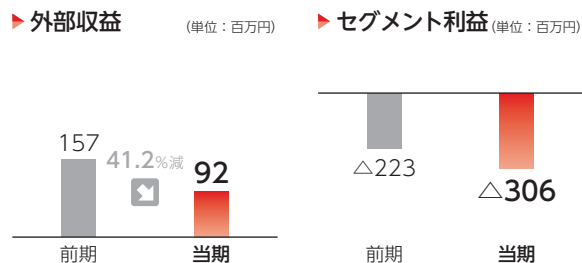
主にオーストラリア、シンガポールにおいて展開している海外Working事業については、依然マーケット環境は楽観視できないものの、人材派遣売上、人材紹介売上ともに現地通貨基準で前連結会計年度を上回ったこと、プラスの為替影響（約582百万円）があったこと等により、増収となりました。

利益面においては、販管費の抑制と人材紹介売上増加による粗利の拡大に加え、前連結会計年度に計上した減損損失（473百万円）のはく落影響等により大幅増益となりました。

以上の結果、海外Working事業は、外部収益58,501百万円（前連結会計年度比3.6%増）、セグメント利益2,427百万円（同69.4%増）となりました。

## その他

民間・地方自治体向けDX推進支援事業等を行っています。



その他については、前連結会計年度に外国人向けモバイル通信事業「ENPORT mobile」の事業譲渡を行ったことにより、外部収益92百万円（前連結会計年度比41.2%減）、セグメント損失306百万円（前連結会計年度は223百万円の損失）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は586百万円です。その主なものは、新規拠点開設費用及び基幹システム機能改善等です。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(4) 重要な組織再編等の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

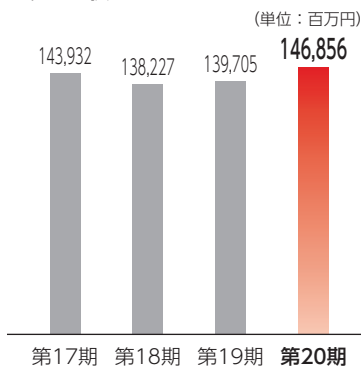
該当事項はありません。

## 2. 財産及び損益の状況

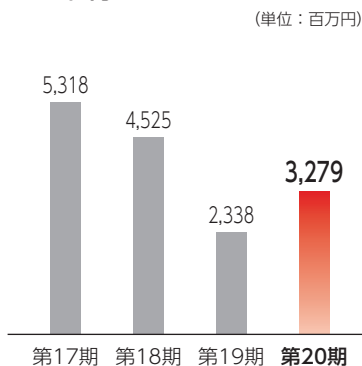
区分		第17期 2023年3月期	第18期 2024年3月期	第19期 2025年3月期	第20期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売上収益	(百万円)	143,932	138,227	139,705	146,856
営業利益	(百万円)	5,318	4,525	2,338	3,279
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	3,236	2,778	1,155	2,314
基本的1株当たり当期利益	(円)	143.20	122.37	50.64	101.01
資本合計	(百万円)	15,877	17,518	17,359	20,168
1株当たり親会社所有帰属持分	(円)	646.04	768.35	760.08	883.37
資産合計	(百万円)	54,939	51,543	49,923	56,552

(注) 当社は「国際会計基準 (IFRS)」に基づいて連結計算書類を作成しています。

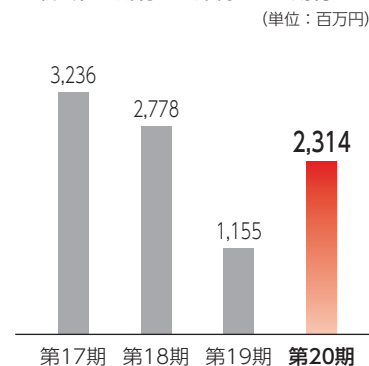
▶ 売上収益



▶ 営業利益



▶ 親会社の所有者に帰属する当期利益



### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウィルオブ・ワーク	99百万円	100.0%	国内Working事業
株式会社ウィルオブ・コンストラクション	98百万円	100.0%	国内Working事業
株式会社クリエイティブバンク	100百万円	100.0%	国内Working事業
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.	109,373千シンガポールドル	100.0%	海外Working事業
Ethos BeathChapman Australia Pty Ltd	31,543千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd	23,899千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
DFP Business Trust	8,470千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
u&u Holdings Pty Ltd	1,200千オーストラリアドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
Scientec Consulting Pte. Ltd.	3,500千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
Oriental Aviation International Pte. Ltd.	3,194千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.	127千シンガポールドル	100.0% (100.0%)	海外Working事業
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合	300百万円	98.0%	その他
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合	956百万円	99.0%	その他
ウィルグループHRTech2号投資事業有限責任組合	667百万円	99.0%	その他

- (注) 1. 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率です。
2. 当事業年度末現在における当社の連結子会社は上記を含め44社です。
3. WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.は海外事業における中間持株会社です。
4. ウィルグループファンド投資事業有限責任組合は、2024年12月31日付で存続期限が満了し、現在清算手続き中です。

## 4. 対処すべき課題

今後の見通しについては、国内においては好調な企業業績を背景とした堅調な人材需要に対して、採用環境が厳しさを増しています。また、当社グループが主に事業展開を行っているオーストラリア、シンガポールにおいては、人口・経済は緩やかに拡大基調であり、今後も安定的に推移する見通しである一方、インフレや金利上昇、中東情勢を背景とした景況感の悪化が懸念されており、引き続き注視していく必要があります。

このような経営環境の下、当社グループは、2027年3月期から2029年3月期までの3カ年を対象とする中期経営計画（WILL-being 2029）を新たに策定しました。

現状及び今後の経営環境を踏まえ、以下、当社グループが中長期観点から対処すべき課題を記載します。

### (1) 国内Working事業「正社員・外国人HRビジネスの拡大」

当社グループの持続的な成長及び企業価値向上を実現するためには、国内Working事業において、一般派遣を中心とした従来の事業構造から、より収益性の高いビジネスモデルへ転換していくことが重要となります。そのため、労働需給ギャップが大きく、AIやロボットによる代替可能性が低いエッセンシャル領域<sup>※</sup>を主戦場とし、正社員・外国人HRビジネスの拡大に向けて、以下3点に取り組みます。

#### ①正社員派遣/請負

建設、製造、介護等、労働需給ギャップが大きく、定着・教育まで含めた支援ニーズが高いエッセンシャル領域を中心に、正社員派遣/請負の拡大に取り組みます。一般派遣で培った採用、配置、定着のノウハウや、当社グループの顧客基盤、全国拠点網を活用し、事業を拡大していきます。

#### ②外国人雇用支援

製造、介護、宿泊、外食等、国内人材だけでは充足しにくい領域が増加する中、適切な受入プロセスを前提とした外国人雇用支援の重要性が高まっています。当社グループは、業界トップクラスの支援実績と、採用から定着まで一貫して支援できる体制を活かし、コンプライアンスを重視した外国人雇用支援を拡大していきます。

#### ③人材紹介

介護、看護、建設等のエッセンシャル領域を中心に、自社採用だけでは充足しにくい専門人材・正社員採用ニーズが高まっています。当社グループは、既存事業で培った顧客基盤に加え、M&Aにより獲得した人材紹介オペレーションを活用し、人材紹介を新たな成長領域として拡大していきます。

前中期経営計画において投資有効性を確認した正社員派遣/請負及び外国人雇用支援を継続して拡大するとともに、M&Aにより獲得した人材紹介のオペレーションを活用し、国内Working事業の収益構造改革の再現性を高めていきます。

※社会生活を維持するために必要不可欠、かつAI代替・自動化されにくい領域。一般的にエッセンシャルワーカーと呼ばれる領域を含む。

### (2) 海外Working事業「生産性を重視した収益力の強化」

海外Working事業においては、オーストラリア、シンガポールともにポストコロナ以降の環境変化とインフレの影響を受け、市況は依然として楽観視できない状況が継続しており、各国の政府方針、景気動向、求人需要の変動に加え、為替変動が当社グループの業績に与える影響にも注視する必要があります。

このような環境下においても、海外Working事業が安定的に利益を創出できる収益基盤を構築するため、既

存国における強みのある領域での人材派遣・人材紹介を軸に、生産性向上と収益管理の徹底に取り組みます。オーストラリアでは、既存顧客の深耕及び高付加価値領域での需要獲得を通じて、収益力の向上を図ります。シンガポールでは、行政機関等を中心とした既存顧客基盤を活かし、安定した需要の獲得を進めます。

各国における市場環境の変化を適切に見極めながら、コストコントロール、営業生産性の向上、ガバナンスの強化を継続します。市場回復に過度に依存することなく、収益性を重視した事業運営を徹底することで、為替変動等の外部環境リスクを踏まえても、安定的に利益を創出できる海外Working事業の確立に取り組んでいきます。

### (3) 人材の確保と育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、競争上の優位性、持続的な成長を実現するためには、スタッフの採用と育成と定着が重要な課題です。

2019年10月に国内主要子会社のサービスブランドを「WILLOF（ウィルオブ）」に統一し、採用力強化を目的にブランドプロモーションを実施しています。2026年3月期には6月と10月に当社の最大商圏である関東エリアを含む18都府県でテレビCMを実施したことに加え、ウェブCM、SNS等を利用したプロモーション戦略を継続的に展開しました。プロモーション実施前の2023年3月期と比較して、認知率、指名検索数、利用意向度ともに大幅に増加しています。

育成、定着においては、就業先での必要なスキルやマインドを取り込んだ就業前、就業期間中における研修を更に充実させ、就業しているスタッフに対する定期的なフォローアップを行っていくとともに、資格奨励金や給与評価制度の見直し等により定着率を高めていきます。

### (4) サステナビリティの強化

当社グループは、サステナビリティ方針に基づき、社会と企業の持続可能な発展に貢献できるよう以下の取り組みを行っています。

#### ①環境への取り組み

当社グループは、気候変動に関する環境方針を定め、脱炭素社会実現に貢献する取り組みを進めています。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終提言に賛同し、気候変動による事業へのリスクと機会をTCFDの枠組みに基づいて情報開示を行っています。

#### ②社会への取り組み

当社グループが持続的な成長を遂げていくためには、画一的な視点にとらわれず、多様な人材の活躍が必要不可欠であると考えています。性別・年齢・国籍・障がいなどにとらわれず、社員一人ひとりが自律したキャリアを形成できるよう支援しています。また、技術革新により、求められる人材・職種が大きく変化し、今以上に需給ギャップが生じる見込みです。そのため、働く人をエキスパートにするキャリアの“最大化”と“最適化”に取り組んでいきます。

#### ③ガバナンスへの取り組み

過半数が独立社外役員で構成される任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の設置、取締役会の実効性評価を外部の助言を得ながら継続的に実施する等、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

## 5. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
国内Working事業	主に国内における販売、コールセンター、工場、介護施設、建設技術者等カテゴリーに特化した人材派遣・業務請負・人材紹介を中心とした人材支援サービス等を行っています。
海外Working事業	主にオーストラリア、シンガポールを中心に、人材派遣・人材紹介を行っています。
その他	民間・地方自治体向けDX推進支援事業等を行っています。

## 6. 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

### (1) 当社

会社名	事業所名	所在地
株式会社ウィルグループ	本 社	東京都中野区

### (2) 子会社

会社名	事業所名	所在地
株式会社ウィルオブ・ワーク	本 社	東京都新宿区
株式会社ウィルオブ・コンストラクション	本 社	東京都新宿区
株式会社クリエイティブバンク	本 社	東京都千代田区
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Ethos BeathChapman Australia Pty Ltd	本 社	オーストラリア
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd	本 社	オーストラリア
DFP Business Trust	本 社	オーストラリア
u&u Holdings Pty Ltd	本 社	オーストラリア
Scientec Consulting Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
Oriental Aviation International Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.	本 社	シンガポール
ウィルグループファンド投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区
ウィルグループHRTech投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区
ウィルグループHRTech 2号投資事業有限責任組合	本 社	京都府京都市中京区

(注) 1. WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.は海外事業における中間持株会社です。

2. ウィルグループファンド投資事業有限責任組合は、2024年12月31日付で存続期限が満了し、現在清算手続き中です。

## 7. 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内Working事業	8,420 (402) 名	1,093名増 (57名増)
海外Working事業	480 (34) 名	24名減 (11名減)
その他	12 (-) 名	- (-)
共通	93 (6) 名	7名増 (1名減)
合 計	9,005 (442) 名	1,076名増 (45名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2. 国内Working事業の使用人数が増加しておりますが、その主な増加要因は、正社員派遣の採用と2025年10月1日付で株式会社HR CAREERを連結子会社化したことによるものです。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105 (6) 名	7名増 (1名減)	40.2歳	8.8年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

## 8. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	1,225百万円
株式会社三菱UFJ銀行	790百万円
株式会社りそな銀行	775百万円
株式会社きらぼし銀行	765百万円
株式会社三井住友銀行	450百万円

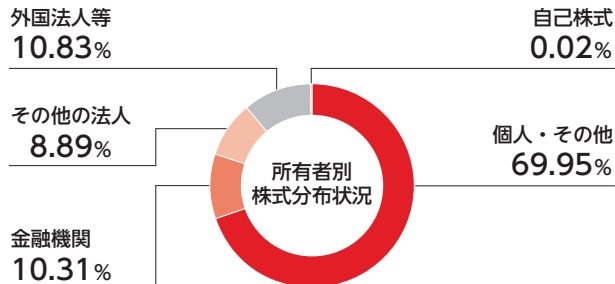
## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 63,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,118,900株  
(自己株式5,504株を含む)
- (3) 株主数 33,780名
- (4) 大株主



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
池田 良介	3,809,000	16.48
株式会社池田企画事務所	1,944,400	8.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,559,000	6.75
大原 茂	1,510,610	6.54
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	847,072	3.66
ウィルグループ従業員持株会	532,248	2.30
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	428,100	1.85
平 良一	350,000	1.51
角 裕一	347,800	1.50
告野 崇	343,755	1.49

- (注) 1. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式200,618株は含めていません。  
 2. 持株比率は、自己株式5,504株を控除して計算しています。  
 3. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は23,600株増加しています。

**(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況**

該当事項はありません。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

当社は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除きます。）及び委任契約を締結している執行役員及び一部の当社子会社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度等（以下、「本制度」）を導入しています。これらの対象者を受益者とする「役員向け株式交付信託」にかかる信託口が所有する当社株式は、合計で200,618株です。

当該株主総会において、本制度の対象期間を2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度までの3年間と決議いただきましたが、2023年5月11日開催の当社取締役会において、2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの3年間継続することを決議しました。また、2026年5月14日開催の当社取締役会において、本制度を継続することならびに継続後の対象期間を、2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度までの3年間継続することを決議し、これに伴い信託期間を3年間延長しました。

## **2. 新株予約権等の状況**

**(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	池田良介	株式会社ジンジブ 社外取締役
代表取締役社長	角裕一	株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director
取締役	腰塚國博	イオンモール株式会社 社外取締役 株式会社エフ・シー・シー 社外取締役 MIC株式会社 社外取締役
取締役	高橋理人	アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社property technologies 社外取締役 リネットジャパングループ株式会社 社外取締役
取締役	市川祐子	株式会社クラシコム 社外取締役監査等委員 旭ダイヤモンド工業株式会社 社外取締役
常勤監査役	池田幸恵	株式会社ウィルオブ・ワーク 監査役 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 監査役 株式会社クリエイティブバンク 監査役
監査役	澤田静華	株式会社TSIホールディングス 社外監査役 株式会社オプロ 社外監査役
監査役	中村克己	国広総合法律事務所 パートナー ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役 監査等委員 日本ハム株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役腰塚國博氏、高橋理人氏及び市川祐子氏は、社外取締役です。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 常勤監査役池田幸恵氏、監査役澤田静華氏及び中村克己氏は社外監査役です。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 常勤監査役池田幸恵氏の戸籍上の氏名は、新井幸恵です。
4. 常勤監査役池田幸恵氏は公認会計士の資格を、監査役澤田静華氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査役中村克己氏は、弁護士 の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役大向健治氏は、2025年6月21日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
7. 取締役腰塚國博氏は、2025年6月25日をもって東急建設株式会社社外取締役を退任しました。
8. 取締役高橋理人氏は、2025年7月30日をもってUnipos株式会社社外取締役を退任し、2025年12月25日にリネットジャパングループ株式会社社外取締役に就任しました。
9. 監査役澤田静華氏は、2025年12月11日をもって株式会社CARTA HOLDINGS社外監査役を退任しました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間において、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び一定の条件を満たす会社従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して株主代表者訴訟、会社訴訟、及び第三者訴訟等が提起され損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等を填補するための会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因した、被保険者に対する損害賠償請求に基づく損害賠償金及び訴訟費用等は、填補の対象外としています。

なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しています。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	121 (29)	90 (29)	30 (-)	2 (-)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	30 (30)	30 (30)	-	-	4 (4)
合計 (うち社外役員)	152 (59)	121 (59)	30 (-)	2 (-)	9 (7)

- (注) 1. 監査役の対象となる役員の員数には、2025年6月21日開催の第19回定時株主総会最終の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含めています。
2. 報酬等の種類別の総額のうち、業績連動報酬等に含まれる非金銭報酬等は、役員向け株式交付信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額です。

## ②当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

## ③非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬等は業績連動型株式報酬であり、業績向上のみならず、企業価値向上に貢献する意識を高めることで、株主との利害共有をすることを目的に導入しています。業績連動型株式報酬の業績指標は、連結営業利益額や無期雇用等の売上総利益額といった財務目標に加え、新規事業化件数や従業員の働きがいスコア改善等にかかる非財務目標を設定しています。これらの指標を選択した理由は、当社中期経営計画において短期的な業績だけでなく、中長期的な企業価値や競争優位性の向上を図ることを基本方針として掲げていること及び各取締役が株主から期待される職責を果たすことがミッションであるためです。算定方法は、株式交付規程に基づき職位及び各取締役の業績貢献に応じたポイントを付与し株式報酬を分配するというものです。

対象期間は、2023年5月11日開催の当社取締役会において、業績連動型株式報酬制度等（以下、「本制度」という。）を2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの3年間継続することを決定し、当社が拠出する金銭の上限は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において決議されたとおりとしています。本制度の継続における追加拠出は実施していません。

なお、2026年5月14日開催の当社取締役会において、本制度を継続することならびに継続後の対象期間を、2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度までの3年間継続することを決議し、これに伴い信託期間を3年間延長しました。

また、業績連動型株式報酬は2026年3月末日に終了する事業年度以降に株式が交付されるため、当事業年度において実績はありません。

## ④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第2回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は4名です。

また、金銭報酬とは別枠で非金銭報酬等の額は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度（2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの3年間延長）までの株式報酬の額として合計210百万円以内、付与するポイントの上限を1事業年度あたり80,000ポイント（社外取締役及び無報酬の取締役を除く）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第2回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は2名です。

## ⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、客観性・公平性・透明性の観点

から、独立社外取締役で構成する「報酬委員会」にて社内取締役の評価及び報酬について審議・確認を行い、取締役会は当該答申の内容に従って決定をします。

取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位や各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、各人の役位や職務に応じた固定報酬と、単年度の会社業績(セグメント)と個人の業績達成度に応じて支給する業績連動賞与、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとしています。

#### 2. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役及び無報酬の取締役を除く。以下も同様。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、あらかじめ定めた役位に応じた報酬額を基本報酬としています。なお、社外取締役については、業務内容、会社への貢献度及び就任の事情等を総合勘案し決定しています。

#### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

中長期インセンティブの業績連動型株式報酬制度等は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位及び中長期的な企業価値の向上への貢献度等に応じたポイントを付与し、その数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されます。当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として在任中の一定の時期(対象期間の終了時)としています。

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、役位と職責に応じた基本報酬の水準を重視しており、このことを基本としつつ、株主利益の追求にも配慮し、基本報酬、業績連動賞与、株式報酬の構成割合を考えています。取締役の報酬総額に対する株式報酬の構成比は、最大3割程度となるよう設計しています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により決定します。取締役会で個人別の報酬等を決議する際には、客観性・公平性・透明性の観点より、独立社外取締役で構成する「報酬委員会」にて社内取締役の評価及び報酬について審議・確認を行っており、取締役会は当該答申の内容に従って決定をします。業績連動型株式報酬は、当社取締役会で定めた株式交付規程に則り、ポイントを付与します。

⑥社外役員が会社または親会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役腰塚國博氏は、イオンモール株式会社社外取締役、株式会社エフ・シー・シー社外取締役及びMIC株式会社社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高橋理人氏は、アディッシュ株式会社社外取締役、株式会社property technologies社外取締役及びリネットジャパングループ株式会社社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役市川祐子氏は、株式会社クラシコム社外取締役監査等委員及び旭ダイヤモンド工業株式会社社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役池田幸恵氏は、当社子会社株式会社ウィルオブ・ワーク監査役、株式会社ウィルオブ・コンストラクション監査役及び株式会社クリエイティブバンク監査役です。
- ・監査役澤田静華氏は、株式会社TSIホールディングス社外監査役及び株式会社オプロ社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中村克己氏は、国広総合法律事務所パートナー、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社社外取締役監査等委員及び日本ハム株式会社社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## (6) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	腰塚國博	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、IT・DXに関する豊富な知識と経営者としての視点を活かすとともに、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の議長として、当事業年度に開催された指名委員会3回、報酬委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しています。
取締役	高橋理人	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、経営者としての知識と新規サービスの開発についての豊富な経験を活かすとともに、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会3回、報酬委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。

会社における地位	氏名	出席状況及び発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	市川 祐子	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言をする等、IR及びガバナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役の立場から助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会3回、報酬委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
監査役	池田 幸恵	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。指名委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っています。
監査役	澤田 静華	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。指名委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っています。
監査役	中村 克己	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、監視、助言を行っています。指名委員会の委員として、事業年度に開催された指名委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を担っています。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

有限責任 あずさ監査法人	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、管理本部長、経理部長及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの合理性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の一部の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人が監査しています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産</b>		<b>負債</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び現金同等物	7,974	営業債務及びその他の債務	20,101
営業債権及びその他の債権	20,305	借入金	3,356
その他の金融資産	249	その他の金融負債	1,450
その他の流動資産	1,414	未払法人所得税	909
<b>流動資産合計</b>	<b>29,944</b>	その他の流動負債	2,390
<b>非流動資産</b>		<b>流動負債合計</b>	<b>28,208</b>
有形固定資産	1,405	<b>非流動負債</b>	
使用権資産	4,897	借入金	2,624
のれん	9,856	その他の金融負債	3,873
その他の無形資産	6,381	繰延税金負債	1,126
その他の金融資産	1,690	その他の非流動負債	551
繰延税金資産	2,322	<b>非流動負債合計</b>	<b>8,175</b>
その他の非流動資産	53	<b>負債合計</b>	<b>36,384</b>
<b>非流動資産合計</b>	<b>26,608</b>	<b>資本</b>	
<b>資産合計</b>	<b>56,552</b>	資本金	2,222
		資本剰余金	△2,096
		自己株式	△198
		その他の資本の構成要素	3,460
		利益剰余金	16,852
		<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>20,240</b>
		非支配持分	△72
		<b>資本合計</b>	<b>20,168</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>56,552</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	146,856
売上原価	114,464
売上総利益	32,392
販売費及び一般管理費	29,510
その他収益	461
その他費用	62
営業利益	3,279
金融収益	46
金融費用	187
税引前利益	3,139
法人所得税費用	936
当期利益	2,202
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,314
非支配持分	△111

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,942</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,403</b>
現金及び預金	361	短期借入金	1,900
未収入金	11	関係会社短期借入金	400
関係会社短期貸付金	3,550	1年内返済予定の長期借入金	1,456
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	4	未払金	296
関係会社貸倒引当金	△164	未払費用	32
前払費用	95	預り金	10
その他	85	賞与引当金	71
		役員賞与引当金	59
<b>固定資産</b>	<b>18,362</b>	株主優待引当金	120
<b>有形固定資産</b>	<b>165</b>	未払法人税等	43
建物	24	その他	12
工具、器具及び備品	140	<b>固定負債</b>	<b>2,737</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>424</b>	長期借入金	2,624
ソフトウェア	419	役員株式給付引当金	88
ソフトウェア仮勘定	4	資産除去債務	24
その他	0	<b>負債合計</b>	<b>7,141</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,772</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	128	<b>株主資本</b>	<b>15,150</b>
関係会社株式	16,623	資本金	2,222
その他の関係会社有価証券	412	資本剰余金	2,613
関係会社長期貸付金	8	資本準備金	2,366
役員長期貸付金	300	その他資本剰余金	247
繰延税金資産	235	<b>利益剰余金</b>	<b>10,513</b>
長期前払費用	46	利益準備金	0
その他	17	その他利益剰余金	10,512
		任意積立金	86
<b>資産合計</b>	<b>22,305</b>	繰越利益剰余金	10,425
		<b>自己株式</b>	<b>△198</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>13</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>15,163</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>22,305</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,228
売上原価		17
<b>売上総利益</b>		<b>4,211</b>
販売費及び一般管理費		2,638
<b>営業利益</b>		<b>1,572</b>
営業外収益		
受取利息	72	
組合分配益	182	
その他	6	260
営業外費用		
支払利息	77	
為替差損	23	
投資事業組合運用損	92	
その他	0	193
<b>経常利益</b>		<b>1,639</b>
特別利益		
その他	1	1
特別損失		
投資有価証券評価損	212	
関係会社貸倒引当金繰入額	22	235
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,405</b>
法人税、住民税及び事業税	29	
法人税等調整額	△22	6
<b>当期純利益</b>		<b>1,398</b>

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ウィルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田	宏高
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牟田	隆平

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ウィルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に於いて責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ウィルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏高  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 牟田 隆平  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社ウィルグループ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 池田幸恵 ㊟

社外監査役 澤田静華 ㊟

社外監査役 中村克己 ㊟

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 南館4階「錦」

- ご来場が難しい株主様との公平性等に鑑みて、お土産を廃止しています。
- 車椅子でのご来場の方は、会場内に専用スペースを設けています。  
ご要望に応じて、車椅子のサポート、席やお手洗いへの誘導をお手伝いさせていただきますので、会場スタッフにお声かけください。



京王プラザホテル  
南館4階「錦」

●新宿駅西口より徒歩5分

(JR・京王線・小田急線・地下鉄)

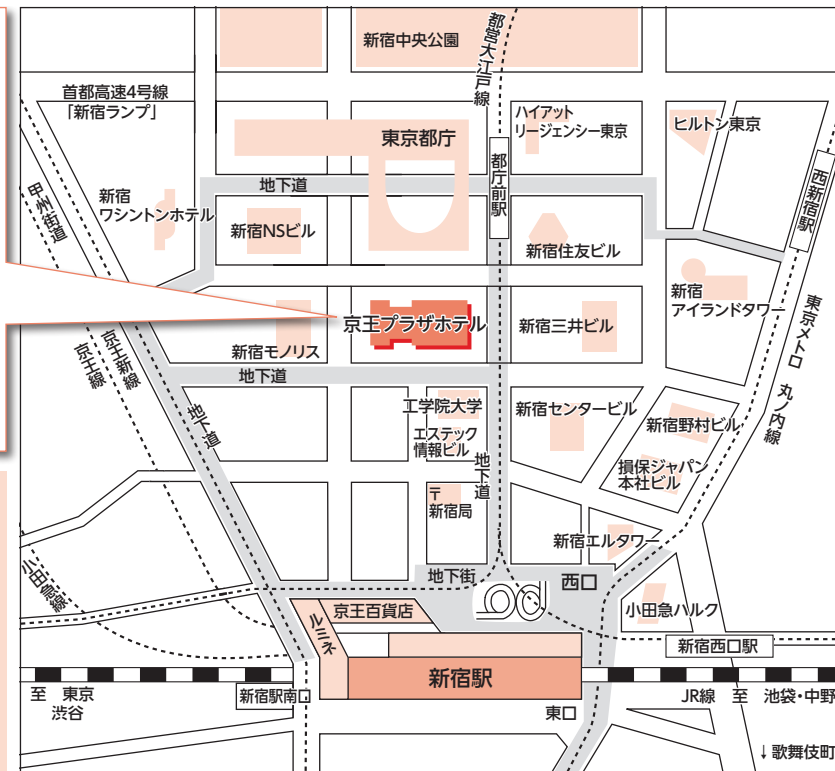
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐ進み、地下道を出てすぐ左側の建物が京王プラザホテルです。

●都営大江戸線都庁前駅より徒歩

地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJR新宿駅方面に進み、A1 (B1) 出口階段を上がってすぐ右側です。

車椅子等をご利用の場合は、エレベーターがあるA4出口よりお越しください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。